**様式６**

全国健康保険協会管掌健康保険

被保険者に対する特定保健指導受託業務における

継続的な支援の再委託申請書

　　　年　　　月　　　日

全国健康保険協会千葉支部長　殿

所在地

申請者　事業者名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

全国健康保険協会千葉支部の特定保健指導業務を受託した場合、継続的な支援の一部の業務を下記の保健指導実施機関に委託しますので申請します。

なお、再委託機関については、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」における「再委託の条件」の「特定保健指導における元請け・下請けの定義」（以下「定義」という。）に基づく選定基準に該当していることを確認しており、定義の範囲内で再委託します。

また、再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、全国健康保険協会千葉支部に対し、再委託する業務の責任を負います。

記

１．再委託先

　　　再委託機関名

　　　所在地

　　　代表者氏名・印

２．再委託する業務内容

再委託先の条件・確認事項

１．人員に関する基準

（１）再委託先の保健指導業務を統括する者は、常勤の医師、保健師、管理栄養士であること。

（２）専門分野（食事・運動等）における実践的指導は、専門的知識及び技術を有する者が提供すること。

（３）保健指導者は、国、地方公共団体、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了している者が含まれていること。

（４）保健指導対象者が治療中の場合、主治医との連携が図れること。

２．施設又は設備等に関する基準

（１）保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。

（２）個別指導を行う場合、対象者のプライバシーが保護される施設（部屋）が確保されていること。

（３）緊急時における応急措置の設備、対応マニュアル、機器等を有し対応できること。

（４）受動喫煙の防止措置が講じられていること。

３．個人情報

　個人情報の管理は､「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底していること。

４．保健指導サービスの質の管理

（１）再委託先が提供する保健指導実践者の能力及びサービスの質に関して、基準を設けるとともに、保健指導実践者の能力や技術の評価及び教育・研修等による向上への取組み状況を確認すること。

（２）再委託先の保健指導サービスの質の評価状況に基づき､必要に応じて改善の指摘を行うこと。

５．その他

（１）委託元及び再委託先のホームページに「運営についての重要事項に関する規程の概要」が公開されており、再委託の範囲、委託先等を明示していること。

（２）保健指導全体の統括・管理は元請けで実施していること。

（３）初回面接、対象者の行動目標・支援計画の作成、実績評価や、各対象者の指導期間中の管理は元請けで実施すること。

（４）委託元への結果報告やデータ作成、請求等は、再委託分も含め、すべて一つに取りまとめて行うこと。

（５）再委託先における発生分も含め、トラブル発生時は、迅速な対応等全責任を負うこと。